

特定供給設備完成検査調書 (液化石油ガス法第37条の3、規則第62条第2項、規則別表第2)

(容器による貯蔵設備)

販売事業者	名称	所在地		
	登録年月日	登録番号		
販売所	名称	所在地		
特定供給設備	供給先名称	所在地		
検査員職氏名				
検査実施年月日	年 月 日	立会者氏名		
許可内容	貯蔵能力	容器	kg ( kg x 本 )	
	新規許可	許可年月日	年 月 日 許可番号 第 号	
	変更許可	許可年月日	年 月 日 許可番号 第 号	
		変更の内容		
番号	検査項目	検査方法	内 容	検査結果
1	保安物件までの距離 第53条第1号イ	貯蔵設備の外表面から第一種保安物件及び第二種保安物件に対する距離を巻尺その他の測定器を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる	第一種保安物件 物件名: [ ] 距離: _____ m (法定: 16.97m 障壁有時13.58m以上) 第二種保安物件 物件名: [ ] 距離: _____ m (法定: 11.31m 障壁有時 9.05m以上) 障壁の必要性: 有 無	適 不適
2	障壁 第53条第1号ロ	貯蔵設備の障壁の設置状況を目視、図面及び記録により検査する。	障壁: 有 無 有の場合の構造 鉄筋コンクリート 高さ _____ m 厚さ _____ cm -----> 適・不適 直径 _____ mm鉄筋を 縦 _____ cm 横 _____ cm間隔で配筋-> 適・不適 コンクリートブロック 高さ _____ m 厚さ _____ cm -----> 適・不適 直径 _____ mm鉄筋を 縦 _____ cm 横 _____ cm間隔で配筋-> 適・不適 ブロック空洞部のコンクリート以外の充てん -----> 適・不適 鋼板 高さ _____ m 厚さ _____ mm -----> 適・不適 _____ mm x _____ mm の等辺山形鋼を 縦 _____ cm 横 _____ cm間隔で補強-> 適・不適 保安距離(検査項目1の「法定」距離)内に対象物がある場合の有効に --> 適・不適 保護できる構造(斜角) (例示基準2)	適 不適
3	火気を取り扱う施設 までの距離 第53条第1号ハ	貯蔵設備の外表面から火気を取り扱う施設までの距離を巻尺その他の測定器を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。なお、規定の距離を確保することができないものであって、当該貯蔵設備と火気を取り扱う施設との間に漏えいした液化石油ガスが流動することを防止するための措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視及び図面により検査する。	火気施設 物件名: [ ] 距離: _____ m (法定: 8 m) 流動防止措置の必要性: 有 無 流動防止措置: 有 無 有の場合の措置状況 高さ: _____ m (法定: 2 m)の耐火性の壁類設置-----> 適・不適 迂回水平距離: _____ m (法定: 8 m) -----> 適・不適 (例示基準16)	適 不適
4	液化石油ガスが滞留 しない構造 第53条第1号ニ	貯蔵設備の液化石油ガスが漏えいしたときに滞留しない構造であることを目視により検査し、必要に応じ図面及び記録又は巻尺その他の測定器を用いた測定により検査する。	貯蔵設備(容器等)の設置場所: 屋外 置場(建築物)内 置場(建築物)内に設置している場合の滞留しない構造 換気口 方向及び数: _____ 方向 _____ 箇所 -----> 適・不適 面積: _____ cm <sup>2</sup> (法定必要面積: _____ cm <sup>2</sup> ----> 適・不適 位置(床面に接し、かつ、外気に面して設けられていること。)--> 適・不適 強制換気 通風能力: _____ m <sup>3</sup> /min (法定必要能力: _____ m <sup>3</sup> /mi ----> 適・不適 吸入口位置(床面近くに設けられていること。)-> 適・不適 放出口位置(地盤面上より5m以上高い位置に設けられていること。)--> 適・不適 (例示基準4)	適 不適
5	貯蔵設備のさく、へい等 第53条第1号ホ	貯蔵設備のさく、へい等の設置状況を目視により検査する。	さく、へい 又は 容器等の置場(建築物)壁 (基本通達規則第53条関係3)	適 不適
6	警戒標 第53条第1号ヘ	貯蔵設備の警戒標の設置状況を目視により検査する。	LPガス貯蔵設備: _____ 箇所 } -----> 適・不適 又は LPガス特定供給設備: _____ 箇所 } 燃(赤色文字): _____ 箇所 -----> 適・不適 火気厳禁(赤色文字): _____ 箇所 -----> 適・不適 (例示基準1)	適 不適

番号	検査項目	検査方法	内容	検査結果	
7	消火設備 第53条第1号ト	貯蔵設備の消火設備の設置状況を目視により検査する。	能力：A - B - (A - 4 B - 10以上) -----> 適・不適 設置本数： 本(貯蔵能力1000kgにつき1個以上) -----> 適・不適 (例示基準5)	適	不適
8	屋根又は遮へい板 第53条第1号チ	貯蔵設備の屋根又は遮へい板の設置状況を目視により検査し、必要に応じ図面及び記録により検査する。	屋根 屋根組材料 -----> 適・不適 形鋼 軽量形鋼 その他鋼材( ) その他鋼材は、形鋼又は軽量形鋼と同等以上の強度を有すること。 取り付け状況 -----> 適・不適 柱又は障壁に堅固に取り付けたものであること。 屋根材 -----> 適・不適 石綿スレート 薄鉄板 アルミニウム板 その他( ) その他は、石綿スレートと同等以上の強度及び同等以下の質量のこと。 繊維入り補強プラスチック(ポリエチレンを除く) 網入りガラス 屋根総面積の1/4以下(適・不適) 明かり採り以外の用途には使用しないこと 遮へい板 材 料 -----> 適・不適 厚さ2mm以下の薄鉄板 その他( ) その他は、厚さ2mm以下の薄鉄板と同等以上の遮へい効果、かつ同等以下の質量のこと。 取り付け状況 -----> 適・不適 容器に直射日光が当たることのないよう、当該容器から適当な間隔を置いて取り付けられていること。 (例示基準3)	適	不適
9	充てん容器等の転落、転倒等の衝撃及びバルブ等の損傷防止措置 第53条第1号リ	充てん容器等の転落、転倒等の衝撃及びバルブ等の損傷防止措置を目視により検査し、必要に応じ図面及び記録により検査する。	水平で、かつ、上から物が落ちるおそれのない場所に設置 -----> 適・不適 転倒しない措置： 鉄鎖 ロープ その他( ) -----> 適・不適 (例示基準9)	適	不適
10	充てん容器等の腐しよく防止措置 第53条第1号ヌ	充てん容器等の腐食防止措置を目視により検査する。	充てん容器等の全面にわたっての十分な塗装 -----> 適・不適 充てん容器等は排水のよい水平な場所又は水平な台の上に設置 -----> 適・不適 (例示基準15)	適	不適
36	液化石油ガスの供給を中断することなく容器交換できる設備 第53条第3号	液化石油ガスの供給を中断することなく容器交換できる設備の設置状況を目視及び記録により検査する。	自動切替調整器 液状の液化石油ガス自動切替装置 液化石油ガス用継手金具付き高圧ホース(チェック弁付き) (例示基準7)	適	不適
37	貯蔵設備、気化装置及び調整器の液化石油ガスの供給数量 第53条第4号 (第18条第4号)	貯蔵設備、気化装置及び調整器の液化石油ガスの最大消費量を供給しうることを目視により検査し、必要に応じ図面又は記録により検査する。	(例示基準27)	適	不適
38	バルブ、集合装置、供給管及びガス栓の欠陥 第53条第4号 (第18条第5号)	バルブ、集合装置、供給管及びガス栓に使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥がないものであることを目視により検査する。	(基本通達規則第18条関係9)	適	不適
39	バルブ、集合装置及び供給管の腐食防止措置 第53条第4号 (第18条第6号)	バルブ、集合装置及び供給管の腐食防止措置を目視、図面及び記録等により検査する。	(例示基準28)	適	不適
40	バルブ、集合装置及び供給管の材料 第53条第4号 (第18条第7号)	バルブ、集合装置及び供給管に使用されている材料を図面及び記録により検査する。	(例示基準28)	適	不適
41	充てん容器等と調整器の間に設置される管の耐圧試験 第53条第4号 (第18条第8号イ)	容器と調整器の間に設置される管について、耐圧試験設備を用いた2.6メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験又はその記録により検査する。	試験記録	適	不適
42	調整器とガスメーターの間に設置される管の耐圧試験 第53条第4号 (第18条第8号ロ)	調整器とガスメーターの間に設置される管について、耐圧試験設備を用いた0.8MPa以上の圧力で行う耐圧試験又はその記録により検査する。	試験記録 調整器より下流の設備のため不要	適	不適
43	二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器の間に設置される管の耐圧試験 第53条第4号 (第18条第8号ハ)	二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器の間に設置される管について、耐圧試験設備を用いた0.8MPa以上の圧力で行う耐圧試験又はその記録により検査する。	試験記録	適	不適
44	容器と集合管又は調整器を接続する管の引張試験 第53条第4号 (第18条第8号ニ)	充てん容器等と集合装置に係る集合管若しくは調整器を接続する管又は調整器と硬質管を接続する硬質管以外の管について引張試験設備を用いた1kgf/cm <sup>2</sup> 以上の力で行う引張試験又はその記録により検査する。	試験記録	適	不適
45	バルブ、集合装置、気化装置及び供給管の漏えい試験 第53条第4号 (第18条第10号)	バルブ、集合装置、気化装置及び供給管について漏えい試験設備を用いた漏えい試験又はその記録により検査する。	試験記録 (例示基準29)	適	不適

番号	検査項目	検査方法	検査結果		検査結果	
					適	不適
46	気化装置の欠陥 第53条第4号 (第18条第19号イ)	気化装置に使用上支障のある腐し よく、割れ等の欠陥がないものである ことを目視及び記録により検査する。	機器番号照合		適	不適
47	気化装置の耐圧試験 第53条第4号 (第18条第19号ロ)	気化装置について耐圧試験設備を 用いた2.6MPa以上の圧力で行う耐 圧試験又はその記録により検査する。	試験 記録  (基本通達規則第18条関係12)		適	不適
48	気化装置の構造 第53条第4号 (第18条第19号ハ)	気化装置の構造が直火で直接液化 石油ガスを加熱する構造でないこと を目視及び図面により検査する	(基本通達規則第18条関係12)		適	不適
49	気化装置の液化石油 ガスの流出を防止す る措置 第53条第4号 (第18条第19号ニ)	気化装置の液化石油ガスの流出を 防止する措置について目視及び図面 により検査する。	措置内容 フロートによる自動制御弁の制御 気化ガスの温度による自動制御弁(又は調整器出口)の制御 熱媒の温度による自動制御弁の制御  (例示基準33)		適	不適
50	気化装置の温水部の 凍結防止措置 第53条第4号 (第18条第19号ホ)	気化装置の温水部の凍結防止の措 置状況を目視、図面及び記録により 検査する。	措置内容 温水に不凍液添加 不燃性断熱材料を用いた気化装置全体又は温水部被覆  (例示基準34)		適	不適
51	調整器の欠陥及び液 化石油ガスへの適合 第53条第4号 (第18条第20号イ)	調整器に使用上支障のある腐食、 割れ等の欠陥がないものであること 及び消費する液化石油ガスに適合し たものであることを目視により検査 する。	腐食、割れ等の欠陥 -----> 適・不適 液化石油ガスの適合性 -----> 適・不適 機器番号照合  (例示基準27)		適	不適
52	調整器の耐圧性能及 び気密性能 第53条第4号 (第18条第20号ロ)	(1) 調整器(二段式減圧用二次側の ものを除く)の高圧部について耐 圧試験設備を用いた2.6MPa以上 の圧力で行う耐圧試験又はその記 録により検査し耐圧性能の確認後 の組立状態において、気密試験用 設備を用いた1.56MPa以上の圧 力で行う気密試験又はその記録に より検査する。  (2) 調整器(二段式減圧用二次側の ものに限り)の高圧部について耐 圧試験設備を用いた0.8MPa以上 の圧力で行う耐圧試験又はその記 録により検査し耐圧性能の確認後 の組立状態において、気密試験用 設備を用いた0.15MPa以上の圧 力で行う気密試験又はその記録に より検査する。	二段式減圧用二次側を除く調整器 高圧部の耐圧試験 試験 記録 -----> 適・不適 組立状態の気密試験 試験 記録 -----> 適・不適  二段式減圧用二次側に限る調整器 高圧部の耐圧試験 試験 記録 -----> 適・不適 組立状態の気密試験 試験 記録 -----> 適・不適		適	不適
53	調整器の調整圧力及 び閉そく圧力 第53条第4号 (第18条第20号ハ)	(1) 調整器(生活の用に供する液化 石油ガスに係るものに限り)の調 整圧力は、2.3kPa以上3.3kP a以下であり、かつ、閉そく圧力は 3.5kPa以下であることを圧力 測定設備を用いた試験又はその記 録により検査する。  (2) 調整器((1)に規定するものを 除く)の調整圧力及び閉そく圧力 は、使用する燃焼器に適合したも のであることを圧力測定設備を用 いた試験又はその記録により検査 する。	生活の用に供する液化石油ガスに係る調整器 調整圧力 試験 記録 -----> 適・不適 閉そく圧力 試験 記録 -----> 適・不適  (例示基準30)  生活の用以外に供する液化石油ガスに係る調整器 調整圧力 試験 記録 -----> 適・不適 閉そく圧力 試験 記録 -----> 適・不適  (例示基準30)		適	不適
54	地下室等の緊急遮断 装置 第53条第4号  (第18条第21号)	地下室等の緊急遮断装置又はバル ブの設置状況を目視又は記録により 検査する。	地下室等(告示第3条)の有無: 有 無 有の場合の措置 緊急遮断装置 当該地下室等の保安状況を常時監視できる場所において直ちに --> 適・不適 供給を停止することができるものであること 貯蔵設備ごとにこれに近接して設けられていること --> 適・不適 バルブの設置 -----> 適・不適 供給・消費・特定供給設備告示第4条で定める地下室等に限る措置 機器番号照合  (供給・消費・特定供給設備告示第3条、第4条)		適	不適
検査結果		合格		不合格		
指示事項等の改善確認方 法		検査項目番号	確認方法	処 置		
注) 確認方法欄には、文 書報告、写真報告、再 検査等の改善事項につ いての確認方法を記載 する。						
備 考						

上記「番号」は、規則別表第2の検査項目の番号に対応した番号である。  
 上記「検査内容」中、 は設備の状況に応じレ印を記載し検査する項目、 は該当する場合は必ず検査が必要となる項目である。